

沿岸広域振興局長告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年11月27日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡広田陸前高田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市広田町字小屋敷116番2地先から字大陽里61番1地先まで	新	A 52.0～5.0 m	m 11,004.8
陸前高田市広田町字久保217番1地先から字大陽里61番1地先まで		B 86.3～12.4	3,764.0
陸前高田市広田町字小屋敷116番2地先から字前花貝73番1地先まで		C 66.7～12.8	965.0
陸前高田市広田町字山田112番地先から字谷地104番1地先まで		D 86.6～13.9	1,395.0
陸前高田市広田町字小屋敷116番2地先から字大陽里61番1地先まで	旧	A 52.0～5.0	11,004.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 平成27年11月27日から同年12月28日まで